

改正

令和3年6月25日群本例規第16号（広）

制限外積載許可取扱要領の制定について（例規通達）

この度、別添のとおり制限外積載許可取扱要領を定めたので、運用に誤りのないようにされたい。
なお、制限外積載許可取扱要領の制定について（平成5年群本例規第21号）は、廃止する。

別添

制限外積載許可取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第57条第3項に規定する制限外積載許可（以下第6の2及び第11の1を除き「許可」という。）について必要な事項を定め、その取扱いの斉一を図ることを目的とする。

第2 許可の申請者

- 1 許可の申請者（以下「申請者」という。）は、申請に係る車両（以下「車両」という。）の運転者とする。
- 2 車両の運転者が複数いる場合は、その全員を申請者とし、申請書の申請者欄に連記するよう求めるものとする。ただし、申請者欄に連記できない場合は、別紙に申請者の住所及び氏名並びに申請者の運転免許の種類及び運転免許証番号を記載するよう求めるものとする。
- 3 ここでいう車両の運転者が複数いる場合とは、長距離運転で同乗若しくは乗り継ぎの交替運転者がある場合又は同一車両について申請に係る運転期間が例えば1週間である場合において、その期間内で運転者が交替するときなどである。

第3 許可の申請

許可の申請に当たっては、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第8条に定めるところにより、申請書2通を出発地警察署長に提出させるものとする。この場合において、出発地警察署長は、申請を審査するため必要があると認めるときは、運転経路図その他の許可の審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

第4 許可の単位

- 1 許可は、原則として1個の運転行為ごとに行うものとする。
- 2 ここでいう1個の運転行為とは、例えば、A地点からB地点まで積載物を運搬する場合で車両、積載物、運転経路及び時間がそれぞれ一つのものをいう。

第5 許可の期間

許可の期間は、原則として1個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。

第6 申請手続の特例

次に該当する場合は、申請者の負担を軽減するとともに、行政事務の合理化を図るため、前記第4及び第5の規定にかかわらず、それぞれに定めたとおり取り扱うものとする。

- 1 同一運転者により定型的に反復し、かつ、継続して行われる運転行為の場合
同一運転者により定型的に反復し、かつ、継続して行われる運転行為については、次の要件を全て満たすものに限り、包括して1個の運転行為とみなして処理するものとする。この場合における許可の期間は、原則として1年以内とする。
 - (1) 車両が同一であること。
 - (2) 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。
 - (3) 運転経路が同一であること。
- 2 法による他の許可と競合する場合
同一車両につき、制限外積載許可のほか設備外積載又は荷台乗車の許可が同時に必要となる場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載するよう求めるものとする。

第7 積載貨物の測定方法

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定は、別図を参照の上、次の方法によるものとする。

1 長さ

長さは、貨物自体の長さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。

2 幅

幅は、貨物自体の幅でなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。

3 高さ

高さは、貨物自体の高さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、その値から当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る。

第8 審査基準

1 申請により許可を求められた警察署長は、次に掲げる事項について、3から6までに掲げる基準により、これを審査しなければならない。

(1) 許可の対象貨物

(2) 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法

(3) 運転の期間及び運転経路

(4) その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

2 前記1の場合において、申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがあるとき又は申請書の記載事項に不備があると認めるときは、補正を求めるものとする。この場合において、補正がないときは、求められた許可を拒否するものとする。

3 許可の対象貨物

許可の対象となる貨物は、法第57条第1項本文の政令で定める積載重量等の制限又は同条第2項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量等の制限を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧器等のように形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著く損すると認められるものとする。

なお、貨物が分割できないものであるかどうかについては、その貨物自体の属性により客観的に判断すべきであり、運転者、貨物の所有者等の主観的事実（経費節約、時間の短縮等）により左右されるべきではない。

4 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法

積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が、次の基準を満たさないこととなる場合又は積載物の重量について令第22条第2号及び第23条第2号の制限を超えることとなる場合は、原則として許可してはならない。

(1) 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車並びに側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、ア及びイに係る部分に限る。）

ア 積載物の長さ

自動車の長さとその10分の5を加えたものを超えないこと。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16.0メートル（セミトレーラ連結車にあつては17.0メートル、フルトレーラ連結車にあつては19.0メートル、ダブルス連結車にあつては21.0メートル）を超えないこと。

イ 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えたものを超えないこと。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超えないこと。

ウ 積載物の高さ

4.3メートル（三輪の普通自動車及び府令第7条の16に規定する普通自動車にあつては3.0メートル）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたものを超えないこと。

エ 積載の方法

(ア) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。

(イ) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

(2) 小型特殊自動車

ア 積載物の長さ

自動車の長さとその10分の5を加えたものを超えないこと。

イ 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えたものを超えないこと。

ウ 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたものを超えないこと。

エ 積載の方法

(ア) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。

(イ) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

(3) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものについては、ア及びイに係る部分を除く。）

ア 積載物の長さ

乗車装置又は積載装置（リヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置。エにおいて同じ。）の長さの2倍を超えないこと。

イ 積載物の幅

自動車の幅（府令第5条の3に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの）を超えないこと。

ウ 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたものを超えないこと。

エ 積載の方法

(ア) 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

(イ) 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超えないこと（府令第5条の3に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。）。

(4) 原動機付自転車

ア 積載物の長さ

積載装置（リヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置。イ及びエにおいて同じ。）の長さの2倍を超えないこと。

イ 積載物の幅

原動機付自転車の幅（リヤカーをけん引する場合にあっては、積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの）を超えないこと。

ウ 積載物の高さ

2.5メートルから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じたものを超えないこと。

エ 積載の方法

(ア) 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

(イ) 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車の幅を超えないこと（リヤカーをけん引する場合にあっては、積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。）。

5 運転の期間及び運転経路

(1) 運転の期間

交通が特にふくそうする日時を含まないこと。

(2) 運転経路

運転経路にその貨物の運搬に障害となるもの（重量制限の行われている橋梁、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。

6 その他道路交通の危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

(1) 当該積載の方法及び当該積載による運転が、法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認められること。

(2) 当該積載による運転が、当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、重大な危険

があるとは認められないこと。

第9 審査方法

許可の申請があった場合の審査は、車両の構造、積載物及び積載状態並びに道路交通の状況について、車両を保管している場所、積載作業を行う場所等に赴いて確認する方法や図面、写真その他の資料により確認する方法等により行うものとする。

第10 許可の条件

出発地警察署長が許可に付することができる条件は、令第24条第1項に規定されているが、同項第3号にいう「道路における危険を防止するため必要と認める事項」の例示は、次のとおりである。

- (1) 運転の時間帯の指定に関する事項
- (2) 先導車又は整理員による誘導整理に関する事項
- (3) 積載した貨物の固定（緊縛）の方法、積載位置等について必要と認める事項

第11 関係機関等との調整

1 道路管理者との連携

警察署長は、制限外積載許可の申請に係る積載による運転が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の車両の通行の許可を必要とする場合は、当該許可を行う道路管理者との連携を図るように努めなければならない。

2 合同会議の開催等

審査基準を超える超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うように努めなければならない。

第12 本部主管課との調整

1 警察署長は、許可の申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が第8の3の基準を超えることとなる場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、交通部交通規制課長と協議しなければならない。

2 2以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたって通行する制限外積載車両の許可の取扱いに際しては、交通部交通規制課との連絡を密に行い、当該道路における道路及び交通の状況を把握して許可の可否を判断するように努めなければならない。

第13 交番及び駐在所の勤務員による専決処分

警察署長は、許可（運転経路が他の都道府県にわたるもの（運転経路が比較的短く、交通上支障がないと認められるものを除く。）を除く。）については、群馬県警察の処務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第7号）第13条第1項第3号の規定により、交番及び駐在所（以下「交番等」という。）の勤務員に専決させることができる。この場合において、交番等の勤務員は、第8に規定する審査を確実に行わなければならない。

第14 許可証の交付等

制限外許可証（以下「許可証」という。）の交付は、群馬県警察の公文書の管理に関する訓令（令和3年群馬県警察本部訓令甲第5号）によるほか、次により行うものとする。

1 処理要領

(1) 申請書用紙1枚目の許可証に警察署長公印（以下「公印」という。）を押印し、所要部数を警察署交通課及び交番等に保管すること。

(2) 申請者に申請用紙を渡し、必ず、警察署又は交番等の窓口で記入させ受理すること。

(3) 許可証には、令達番号簿により許可指令番号を付して、1枚目を交付すること。

なお、交番等においては、警察署交通課に許可指令番号を照会して記入すること。

(4) 申請者があらかじめ購入した申請用紙に記入してきた場合は、警察署において、これを受理して、許可証に公印を押印し、前記(3)により交付すること。

なお、交番等においては、前記(2)によるか、又は警察署において申請するよう指導すること。

2 処理上の留意事項

(1) 交番等で専決した場合は、令達番号簿の備考欄に取扱者の氏名を記載すること。

(2) 夜間、交番等からの令達番号の照会に際しては、直ちに回答できるよう令達番号簿の所在

を明確にしておくこと。

(3) 公印を押印した申請書用紙は、保管の万全を期し、盗難、遺失等の防止に留意すること。

第15 その他

いわゆる国際海上コンテナの取扱いについては、別に定めるところによる。

別図

